

国税庁「確定申告書作成コーナー」が便利です

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に正しく計算され、所得税及び復興特別所得税などの確定申告書や青色申告書などを作成することができますので、ぜひご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して郵送などにより税務署に提出できます。詳しくは e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。

問合せ 東村山税務署 ☎ 042・6811

税理士会による無料申告相談

小規模納税者の所得税・消費税の申告、年金受給者・給与所得者の所得税の申告などを税理士が相談に応じます。

受付日時 2月9日(火)・10日(水) 午前9時30分～午後3時30分

場所 生涯学習センター 持ち物 申告に必要な添付資料(源泉徴収票など)・筆記用具・電卓・印鑑・あれば前年提出した確定申告書の控え

※直接会場へ。車での来場はご遠慮ください。譲渡所得や贈与税の申告、所得金額が高額な方や内容が複雑な相談は、税務署へお越しください。

問合せ 東村山税務署 ☎ 042・6811

税の申告受付窓口の混雑予想

2月16日(火)から市・都民税の申告受け付けが始まります。昨年の状況から今年度の混雑予想(下表)を作成しました。

2月末～3月初旬、天候の悪い日などは例年すいています。

受け付け開始の週や最終週、午前・午後の開始直後は混雑する傾向があります。

申告受付日時 2月16日(火)～3月15日(火) 午前9時～11時・午後1時～4時30分

場所 市役所

※申告方法・持ち物など、詳しくは市報1月15日号1面または市ホームページをご覧ください。

問合せ 課税課市民税係 ☎ 497・2040

受付窓口の混雑予想カレンダー 大混雑 比較のすいている 混雑 すいている

月	火	水	木	金	土日
	16日	17日	18日	19日	休
22日	23日	24日	25日	26日	休
29日	1日	2日	3日	4日	休
7日	8日	9日	10日	11日	休
14日	15日	上段=午前(午前9時～11時) 下段=午後(午後1時～4時30分) ※あくまで予想のため、実際の混雑状況とは異なる場合があります。			

個人番号カードができた方に、順次「個人番号カード交付通知書(はがき)」を送付します

個人番号カード交付・電子証明書発行申請書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード等が準備できましたので通知・照会します。あなたの意思に基づく申請相違なければ以下の回答書に署名又は記名押印し、あなたご自身が以下の書類を持参して表面記載の交付所に、お持ち帰りください。また、15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行していただく必要があります。

○本通知書 ○通知カード ○住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ○本人確認書類(運転免許証、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された市町村長が適当と認める書類のうち2点(健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等) ※15歳未満の者等と同行する法定代理人も同様必要。○代理権の確認書類(15歳未満の者等の法定代理人のみ必要(「ご案内」等ご参照)。ただし同一世帯親等は不要。)

回答書 平成 年 月 日

清瀬市長宛
個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません
本人の住所
本人の氏名

住所・氏名を記入し押印
してください。

病氣、身体の障害その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で代理人にカード受領を依頼される場合には、以上の書類に加え、○代理人の本人確認書類 ○ご本人の出頭が困難であることを証する書類

交付期限が記載されています。

個人番号カードを申請した方でカードの交付準備が整った方には、順次「個人番号カード交付通知書(はがき)」を、転送不要でご自宅へ送付します。

お手元に届きましたら、通知書裏面の回答書に住所・氏名を記入・捺印し、下記の持ち物と合わせて交付期限までに、市役所1階個人番号カード交付受付室へお越しください。

問合せ 市民課住民係 ☎ 497・2037

所得税の申告は東村山税務署へ

申告・納税期間 所得税 2月16日(火)～3月15日(火)、消費税及び地方消費税 2月1日(月)～3月15日(火)

場所 東村山税務署(東村山市本町一丁目)

※還付申告は2月15日(月)以前でも提出を受け付けます。(土・日曜日、祝日を除く) 2月21日(日)・28日(日)に限り確定申告書作成のアドバイス・申告書の受け付けを行います。

※車での来場はご遠慮ください。

ご存じですか? 年金申告不要制度

平成23年分以降の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が40万円以下で、「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が20万円

以下である場合、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

この場合でも所得税の還付を受けるために確定申告書を出すことはできます。

便利で安心、振替納税をご利用ください!

確定申告による「所得税及び復興特別所得税」及び個人事業者が納付する「消費税及び地方消費税」は、金融機関や税務署の窓口納付以外に、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税がご利用いただけます。ぜひご利用ください。

詳しくは、東村山税務署までお問い合わせください。

問合せ 東村山税務署 ☎ 042・6811

平成28年度嘱託員募集一覧

職種	受験資格	人数
保育士	保育士証を有する方	若干名
学童クラブ指導員	保育士証または教員免許を有する方、もしくは2年以上児童福祉事業(常勤職員に準じた勤務)をした経験のある方	
学校栄養士	市内小中学校で学校栄養士として業務に従事できる方	
要項配布期間・場所	2月12日(金)までの平日午前8時30分～午後5時に市役所本庁2階職員課で配布(市ホームページからダウンロード可)	
申込み・問合せ	2月12日までの平日午前8時30分～午後5時の間に、所定の用紙に必要事項を記入し、資格証明の写しを添えて直接または郵送(12日必着)で職員課職員係 ☎ 497・1843 へ	

都市計画素案説明会のお知らせ

市が施行する、都市計画道路東村山3・4・17号下清戸線(志木街道・下清戸五丁目～けやき通り交差点・下清戸四丁目)の変更に関する都市計画素案などの説明会を開催します。

日時 2月16日(火)午後7時～8時30分

場所 下清戸集会所

※直接会場へ。車での来場はご遠慮ください。

問合せ まちづくり課まちづくり係 ☎ 497・2093

電話番号の掛け間違いに注意

健康推進課へお問い合わせの際、間違い電話が多数発生しています。下記の電話番号をよくお確かめになり、お掛け間違いのないようにしてください。

問合せ 健康推進課保健サービス係 ☎ 497・2077

必要な持ち物

- 個人番号カード交付通知書(はがき)
- 通知カード
- 印鑑
- 本人確認書類(同行する法定代理人も同様に必要です)
 - 運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなどの顔写真付きの公的な身分証明書であれば1点
 - 上記以外の場合は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村が適当と認める2点
- 例:健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証など
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - ※個人番号カードと二重交付できないため回収します。
- 「15歳未満の方」に同行する法定代理人は戸籍謄本
 - ※本籍地が清瀬市である場合は不要です。
- 「成年被後見人」に同行する法定代理人は登記事項証明書

学校給食物資一括納入業者の登録申請受付

申請受付期間 2月1日(月)～8日(月)

申請書配布・申請受付場所 教育総務課

提出書類 申請書・食品衛生監視票・営業許可書の写し・未納がないことを証する納税証明書(その3の2・その3の3)

問合せ 教育総務課学務係 ☎ 497・2539

住宅工事業業者(職人さん)を紹介

家の修理・改築を考えている方へ「清瀬市住宅工事あっせん事業協会」では、市(産業振興課)で受け付けをされた方に協会の職人さんを依頼内容に応じて紹介しています。協会には、大工・土木・屋根・水道・電気・畳・塗装・板金など、さまざまな工事に携わる職人さんがいます。見積りのみでも相談に応じますので、ぜひご利用ください。

問合せ 産業振興課産業振興係 ☎ 497・2052